

令和2年10月20日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和2年10月20日（火） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 視聴覚室

3. 出席委員： 1番 二瓶 辰雄 委員 2番 阿部 通利 委員
3番 長谷川 秋義 委員 5番 角田 陽市 委員
6番 菅家 三吉 委員 7番 大竹 祐子 委員
8番 五十嵐 政人 委員 五十嵐 健二 推進委員
菅家 寿一 推進委員

4. 欠席委員： （ なし ）

5. 提出議案： 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

6. そ の 他： （1） 11月総会日程について

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

1番 二瓶 辰雄 委員・3番 長谷川 秋義 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続きまして、会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （会務の報告を朗読説明する）

議長： 続いて、提出議案の審議に移ります。議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （協議第13号について朗読説明する）

議長： では、現地調査員より意見を伺いたいと思います。8番 五十嵐委員より、ご報告願います。

8 番： 10月16日 午後12時30より、会長、私、6番 菅家委員、事務局の4名で現地確認を実施しました。1件目の米子沢地内については、譲渡人は町外に在住。周辺農地は桐が植えられていたり、畑として耕作されていたりといった状況ですが、当該農地はひどく草が繁茂しておりました。ここが耕作されるようになれば、遊休農地化は防げると見られ、この申請は妥当であると考慮します。2件目の宮下地内については、周辺農地はすべて耕作されている状態であり、当該農地は現在、譲受人が借りて耕作している状況です。今回の申請により、すでに所有する農地と合わせて耕作するとの事でしたので、こちらも妥当な申請であると判断します。

議長： 続いて同行した地区担当委員より、補足説明等あればお願いします。

6 番： 現地調査に立会われた当事者の方は、いずれも耕作して行くと仰っておりますので、私も今回の2件の申請は妥当であると考えます。

議長： ありがとうございます。なお、今回の2件の申請は下限面積の10aに達していますか。

事務局： 達している事を確認しております。

議長： わかりました。では質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。無いようですので採決に移ります。

議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。

次に、その他へ進みます。次回総会の日程についてですが、11月20日金曜日、午後1時30分の開催といたします。

予定された協議内容は以上ですが、委員の方から何かございますか。

無ければ、事務局から何かございますか。

事務局： お配りの補足資料についてですが、現在行われております遊休農地調査につきまして、前回ご質問のあった農地判断の注釈についての資料となります。また、同じく遊休農地の判断基準についても記載させて頂いておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。

議長： 他にございませんか。

8 番： 今回の遊休農地調査で、耕地復旧が困難と判断された農地については、該当農地所有者に、農業委員会の調査で非農地と判断された事を通知すべきだ。また現在、現況の判断を担当委員が行っている所だが、判断に迷うケースについては、他の農業委員と共に現地確認し、認識を共有すると良いと思う。

議 長： 確かに、ある程度まとまったら現地確認を行うべきだと考えます。例えば農地パトロールの時の様に、2班に分かれて午前中に現地確認、午後に審査・判定を行うなどして、農業委員会としての承認を得る必要があると思います。

8 番： できれば年内に仕上げたい。と言うのは固定資産税の課税基準が1月1日基準であるため、それに間に合わせたい。

議 長： こういった意見もありますので、委員の皆様には鋭意努力をお願いしたい所ですが、現地確認を行うにあたっては、雪が降ってからでは出来ないのではないかとともに思います。全地区の調査が完了してから確認するのでは無く、あがって来た所から随時すべきか。どちらにしろ、あと2ヶ月しか無い訳ですから。

5 番： 難しいのではないかな。

議 長： 平地ならともかく、山の中を調査するのは不可能かと思いますが、ですので、委員の皆様は出来るだけ速やかに完了させるように願います。

5 番： 過去に調査した時点までの色分けされた地図は無いかな。

議 長： 見た覚えがありますので、あるはずです。事務局、そちらを各委員へ配布するよう、お願いします。

事務局： わかりました。

7 番： すると、その色分けされた地図の耕作地の所を見れば良いのか。

8 番： 過去の調査で、非農地判定された所は除外される。残るは耕作地、緑（復旧可能な遊休農地）、赤（復旧困難な遊休農地）だが、赤が耕作地に戻るには基盤整備等が必要になるため、そういった話が無ければ耕作地と緑だけ見れば良いのではないかな。

5 番： それと、委員の地元以外の地区を調べる際は、区長なり農地の精通者について調べておいて貰いたい。

議 長： 土地勘の無い地区でゼロから調査するのは、時間も労力も膨大になりますから、そういった精通者について、事務局、把握するように努めてください。

事務局： わかりました。

議 長： 他にありませんか。

8 番： 昨今の鳥獣被害について、農業者として議会に要望は出したが、委員会として要望を出すべきではないか。委員会が直接の対策を講じる事は出来なくとも、それを具申する事はできるのではないか。

議 長： 意見書という形で提出することはできます。

8 番： そういう事が出来るのになければ、農業委員会は何をやっているのかと言われる事にならないか。

議 長： 8番委員が仰った通り、我々は農業者の代表として位置付けられているため、有害鳥獣対策について意見書を出す事は出来ます。被害の実態について調査したり、どういった対策があり、どのくらいの費用が掛かるのかといった事に対して、町当局に農業委員会として要望するのも1つの方法だと考えますが、いかがでしょうか。

1 番： 自分の所だけ守っても他へ流れるだけで、根本的な解決にはならないと思う。ある市町村ではグループで有害駆除の資格を取り、各集落に5人ほど配置する事で効果を上げた例もある。やはり捕獲しなければ解決に至らないのではないか。猟友会の会長に聞いた話では、資格取得の試験があるが、講習を受けなければ受からない。その講習は福島市まで行かなければならない。ならばその講習を会津で開催できるように働きかけるなどしなければ、駆除隊員は増えないのではないか。

議長： 三島町振興計画委員会の時に、専従の有害鳥獣駆除隊員を募集し、採用まで行ったが、コロナの影響で来れずに設置できなかったという話を担当課長から聞きました。こうした隊員は協力隊でなければならないのか、それとも資格があれば町民でもできるのか、役場の方針はどうか。

菅 家： 鳥獣被害は、すでに悠長に対策を考えている段階ではなく、やはり駆除し
推進委員 なければ解決しない。コロナで来れないからと放置しては、いつまでも解決しないので、できる人が居るならやって欲しい。

8 番： 獣害対策は、捕獲するのも1つの方法だが、山の荒廃など様々な問題がある。講習も行くのも良いが、地元で専門家を呼んで現場で指導して貰うなど、方法は色々ある。議会では、獣害対策本部を立ち上げて抜本的な対応をして貰うよう述べた。

菅 家： 山の整備は一朝一夕には行かない。まずは捕獲しないと。山の整備はそれ
推進委員 からだ。

議長： まずは捕獲し、絶対数を減らさなければならない。だが現在の農地は電気柵などで防護しなければならない。それら双方を両立して行かなければならないと思います。

8 番： 電気柵について役場でいま意向調査をしており、中山間の組合など共同で管理できる団体向けに、個人より高い補助率の補助を検討している。一方で西方地区では音で忌避するものを導入しており、そういった物も補助の対象にしてはどうかと進言し、わかりましたとの回答を得た。

議長： 電気柵にしても、その他の方法にしても、慣れて効果が無くなる事について心配はあります。

1 番： 音で撃退するタイプは、最初の数週間は効果があったが、徐々に効かなくなった。資格を取るのも大事だが、自分だけでは出来ないので広げて行くのも大切。様々な角度からやってみるしかない。

議 長： 農家としては、農産物が収穫できなければ販売もできず、生計が成り立たないし、生産意欲も薄れます。役場としても本腰を入れて対応をして頂きたく、この窮状を訴え、獣害対策については一丁目一番地で考えてもらいたい。農業委員会としては、これについて意見書を提出する事で、町に対し訴えて行きたいと考えています。

8 番： 今からだと収穫が終わった後、つまり被害にあった後であるため、来月に審議してはどうか。

議 長： では、意見書の素案について作成し、次回総会で協議し承認を得れば、農業委員会からの意見として、町に提出する段取りで行きたいと思いますが、いかがですか。

< 異議なし >

異議なしとの事ですので、次回はそのように進めたいと思います。

他になにかございませんか。なければ今回の総会を閉会といたします。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和2年10月20日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 二瓶辰雄

議事録署名人 長谷川秋義